

医師の働き方改革に係る各種取組のご紹介

医師の働き方改革2024年4月までの手続きガイド

令和5年4月に医師の働き方改革の制度の解説解説と医療機関の手続きについて解説を行ったパンフレットを発行

2023年4月発行

医療機関の管理者・事務部門のみなさまへ

医師の働き方改革

2024年4月までの
手続きガイド

このパンフレットは、医師の働き方改革を進めるための新しいルールが2024年4月から始まるのに向けて、医療機関がそれまでに行っておく必要のある手続きや、制度の仕組みをわかりやすくまとめたものです。

ぜひ、医療機関内で制度に向けた準備を進める上での参考としてご活用ください。



厚生労働省

2024年4月に向けた準備は進んでいますか？
フローチャートで手続きを解説

医療機関勤務医師情報センター（情報センター）

医師の働き方改革の推進を支援する医師情報センター。関係する関係機関との連携を図ります。

情報センターとは？

医師の働き方改革の推進を支援する医師情報センター。関係する関係機関との連携を図ります。

イラストを多用し制度を解説

令和6年4月以降の36協定記載例を掲載



「医師の働き方改革」.jp

「医師の働き方改革」.jp 「医師の働き方改革」について情報を発信していく厚生労働省の公式ウェブサイトです。



URL:<https://iryou-ishihatarakikata.mhlw.go.jp/>

「医師の働き方改革」、スタート。
医師の長時間労働改善に向けた取組にご協力下さい。

2024年4月より、勤務医の残業時間に上限が設けられます。
みなさまのご理解、ご協力をお願いいたします。

厚生労働省

みなさんのご協力が重要です。
大切な医療を守るために、
診療時間内での受診にご協力ください。



詳しくは特設サイトで、
「医師の働き方改革」.jp

イメージキャラクターを基軸に、ポスター、リーフレット等を無料公開。
様々な情報発信の司令塔として活用していきます。



医師の働き方改革に係る各種取組のご紹介

臨床研修終了者向けリーフレット 医師の働き方ガイド～労働関係のルールと健康管理の基礎知識～

臨床研修を終了する皆さんへ
YOUR HEALTH is TOP PRIORITY
新たな働き方を築くあなたのための
医師の働き方ガイド
～労働関係のルールと健康管理の基礎知識～

厚生労働省

医師も労働者です。労働者を守る法律が適用されています。

労働時間には上限があります

- 労務省が定める労働時間（労働基準法）に基づいて、労働者の健康と安全を確保するために労働時間の上限が定められています。
- 労働時間の上限は、労働者の健康と安全を確保するために定められています。労働時間の上限は、労働者の健康と安全を確保するために定められています。

労働時間の上限は、労働者の健康と安全を確保するために定められています。

- 労働者の健康と安全を確保するために、労働時間の上限が定められています。
- 労働者の健康と安全を確保するために、労働時間の上限が定められています。

医師の健康を守るルールがあります

- 医師の健康を守るために、労働時間の上限が定められています。
- 医師の健康を守るために、労働時間の上限が定められています。

表紙

背表紙

見開き

全ての医療機関へのお知らせ

医師の働き方改革



令和6年4月から
医師の時間外・休日労働の
上限規制が始まります！
準備は整っていますか？

厚生労働省 ホームページ

医療機関に必要な
全ての情報がこちらに



https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/iryuu/ishi-hatarakikata_34355.html

医師の労働時間は把握できている？
全ての医療機関が対応すべきことは？
宿日直許可、36協定の手続きは？
B・C水準が必要な場合の手続きは何かがある？



いきいき働く医療機関サポートWeb(いきさぽ)でも、引続き医師や医療従事者の勤務環境改善に関する情報を集約しています。



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

厚生労働省 医師の働き方改革



医療機関での医師の働き方改革の制度周知用 eラーニング

医師及び医療従事者の皆さまを対象とした、「医師の働き方改革」についての基礎知識の習得に役立てていただくためのeラーニング教材を「いきサポ」に公開。

以下の4種類のeラーニング教材を、公開予定です。

1. 総論
2. 各論：時間外・休日労働時間の上限ルール
3. 各論：勤務医の健康を守るルール
4. 各論：タスク・シフト/シェア



医師の働き方改革について
総論

総論：医師の働き方改革について（全7問）

このフォームは、医師及び医療従事者の皆さまを対象とした、「医師の働き方改革」についての基礎知識の習得に役立てていただくためのeラーニング教材です。学んでいただく内容に応じて、以下の4つの項目に分かれています。

1. 総論
2. 各論：時間外・休日労働時間の上限ルール
3. 各論：勤務医の健康を守るルール
4. 各論：タスク・シフト/シェア

今回はその中で、「1. 総論」の教材となります。

質問はすべて選択形式となっており、1問ごとにテキストと動画で正解を確認することができます。全7問とっており、10分程度で終了するeラーニングですので、ぜひ気軽にチャレンジしてみてください。

次へ

医師の働き方改革について
総論

総論：医師の働き方改革について（全7問）

※必須

選択1：医師に関する記述として正しいものはどれか

以下の選択肢から1つを選択してください。

選択1：選択肢 +

- A 医療機関に勤務する医師は、労働者として労働基準法が適用されることもない。
- B 医療機関に勤務する医師には労働基準法が適用されていないが、今後、医師の働き方改革により労働基準法が適用されることになる。
- C 医療機関に勤務する医師は、労働者として労働基準法が適用される。
- D 産業医（保健士）である医療機関に勤務する医師であるからかわからず、医師にはすべての労働基準法が適用される。

戻る 次へ

医師の働き方改革について
総論

総論：医師の働き方改革について（全7問）

説明！ 医師に関する記述として正しいものはどれか。

正解：C 医療機関に勤務する医師は、労働者として労働基準法が適用される。 誤記：医師も勤務先であれば労働基準法が適用されます。

<解説>

A 医療機関に勤務する医師が労働者となることはなく、労働基準法が適用されることもない。
B 医療機関に勤務する医師には労働基準法が適用されていないが、今後、医師の働き方改革により労働基準法が適用されることになる。
C 医療機関に勤務する医師は、労働者として労働基準法が適用される。
D 産業医（保健士）である医療機関に勤務する医師であるからかわからず、医師にはすべての労働基準法が適用される。

解説動画（1:39）

医師の働き方改革について(総論)の解説動画

解説

戻る 次へ

医療機関での医師の働き方改革の制度周知用 意見交換会マニュアル

働き方改革に向けた医療機関での取組の一例として、医療機関内で意見交換会を行う場合の実施方法をまとめたマニュアルを「いきいき働く医療機関サポートWeb」に公開。

2023年9月発行

医師の働き方改革を
医療機関全体の働き方改革へつなげるための
**医療機関における意見交換会
実施マニュアル**

前略 院長先生
このマニュアルを手にとってくださり、ありがとうございます。
様々な考えをぶつスワップが、希望を持って、そしてチームとして一丸と
なっていく組織づくりを目指して、ご尽力くださっていること存じます。
お手紙の続きは次のページへ

厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

意見交換会の意義

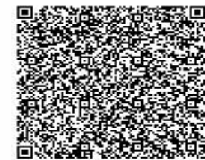
意見交換会の意義を認めることは、医療機関内での働き方改革に向けた理解を高める上での第一歩になります。

働き方改革に対する考え方の相互理解につながる

参加者本人の働き方改革に対する意識向上につながる

医療機関内の課題の抽出/今後の取組の決定に役立つ
etc...

このマニュアルでは、意見交換会を行う際の進め方や方法論について、具体的な例をお示ししています。医療機関内で働き方改革のための取組を進める上で、参考としてご活用ください。



2. 意見交換会の進め方

意見交換会を開催する際には、働き方改革を推進していただくために、具体的な目標と、それを達成するための課題設定等が中心で、参加者の皆さんには、議題の終了後に理解していることが重要となります。ここでは、意見交換会をより効果的に行うための進め方について、それぞれ具体的な例を挙げてご紹介しています。

- 1 ナビゲーター・コメンターの決定 ... P.5
- 2 目的・議題・実施方法の検討 ... P.6
- 3 参加メンバーの検討 ... P.9
- 4 事前準備 ... P.10
- 5 本番（意見交換会） ... P.12
- 6 終了後 ... P.13